

給付規程

一般財団法人 福島県退職教職員互助会給付規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人福島県退職教職員互助会運営規則（以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、給付等の要件及び額等に關し必要な事項を定めるものとする。

(給付の要件等)

第 2 条 紿付要件及び額並びに提出書類は、別表に定めるところによりこれを行う。

(給付の特例)

第 3 条 満45 歳未満の現職会員が、疾病傷害により退職をし、当該疾病傷害による継続療養の給付を受けていた場合、又は当該継続療養の期間が終了した場合には、当該継続療養の支給の終了後についても、引き続き満 45 歳に達するまでの期間に要した医療費を第 2 条に定めるところにより支給する。

附 則 (昭和60 年給付規程第 2 条給付別表、第 3 条の一部改正)

1. この規程は、昭和60 年4月1日から施行する。
2. この規程中第 2 条の規程により給付別表に定める医療費については、老人保健法の適用を受ける者を除き、昭和59 年10 月1日に遡及して適用する。

附 則 (昭和60 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は、昭和60 年6月1日から施行する。
2. この規程中第 2 条の規程により給付別表に定める医療費の給付額第 1 項については、昭和59 年10 月1日に遡及して適用する。

附 則 (昭和62 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は、昭和62 年4月1日から施行し昭和62 年1月1日から適用する。

附 則 (昭和63 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は、昭和63 年4月1日から施行する。

附 則 (平成 5 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は平成 5 年4月1日から施行する。

附 則 (平成14 年給付規程第 2 条給付別表一部並びに第 3 条一部改正)

1. この規程は平成14 年4月1日から施行する。

附 則 (平成18 年給付規程第 2 条給付別表の一部改正)

1. この規程は平成18 年6月1日から施行する。

附 則 (平成19 年給付規程第2条給付別表の一部改正)

1. この規程は平成19 年4月1日から施行する。

附 則 (平成26 年給付規程第2条給付別表の一部改正)

1. この規程は平成26 年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年給付規程第2条給付別表の一部改正)

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年給付規程第2条給付別表の一部改正)

1. この規程は令和6年4月1日から施行する。

給付制度

給付の種別	要件	給付額	提出書類
医療費	<p>1. 退職会員が、満45歳に既に達している場合には、退職した日の翌日から、又は満45歳未満の場合には、満45歳に達した日の翌日から、それぞれ本人が死亡する日までの期間とする。</p> <p>2. 退職会員の配偶者については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 満45歳に既に達している者については、会員が退職した日の翌日から死亡する日までの期間とする。</p> <p>ただし、会員が死亡した際、将来給付を受ける意志のないことを申し出た場合には、その申し出た日の前日までとし、将来給付を受ける意志のあることを申し出た場合には、引き続き死亡する日までの期間とする。</p> <p>(2) 45歳未満の者については、満45歳に達した日の翌日から前号の規定を適用する。</p> <p>(3) 退職会員の18歳未満の子については、満18歳に達した日の前日までの期間について、前2号の規定を準用する。</p> <p>(4) 給付を受けることのできる配偶者並びに18歳未満の子については、会員が退職時に届け出た者に限る。</p>	<p>1. 医療保険法に定める医療費の総額から医療保険確報に定める両様の給付及び公費負担医療並びに他の機関等からの補助、若しくは割引の額等控除した額。</p> <p>2. 前1項の額に1医療機関(病院の場合は各診療科ごと)につき</p> <p>(1) 70歳未満の退職会員については、月額2,500円の基礎控除した額の65%(100円未満切捨て)を給付する。</p> <p>(2) 70歳以上75歳未満の退職会員については、月額3,000円の基礎控除した額の55%(100円未満切捨て)を給付する。</p> <p>ただし、年間給付の上限を30,000円とする。</p> <p>(3) 75歳以上の退職会員については、月額5,000円の基礎控除した額の50%(100円未満切捨て)を給付する。</p> <p>窓口負担1割の会員については、月額2,500円の基礎控除した額の65%(100円未満切捨て)を給付する。</p> <p>ただし、年間給付の上限を24,000円とする。</p>	<p>医療費給付申請書 (様式第15号)</p> <p>添付書類</p> <p>○医療機関の受領書</p> <p>○疾病傷害による退職者の場合</p> <p>疾病傷害退職証明書 (様式第16号)</p>

給付の種別	要件	給付額	提出書類
		<p>年間とは 1 月から 12 月とする。令和 6 年においては、4 月から 12 月を 1 年とみなす。</p> <p>3. 全退職会員の医療費給付において、前 1 項の額が 1 医療機関の診療費・薬剤費の両方または一方が 28,800 円を超えた場合は、前 2 項とは別に 28,800 円を上限に年 6 回(年間上限額 172,800 円) 給付する。</p> <p>ただし、年間 6 回を超えた場合は、28,800 円を上限として、全 2 項の給付対象とする。</p> <p>年間とは、1 月から 12 月とする。令和 6 年においては、4 月から 12 月を 1 年とみなす。</p>	
弔慰金	会員又はその配偶者が死亡したとき	<p>現職会員死亡の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入後 10 年未満の場合 10,000 円 ・加入後 10 年以上 20 年未満の場合 20,000 円 ・加入後 20 年以上の場合 30,000 <p>現職会員の配偶者死亡の場合 10,000 円</p> <p>退職会員死亡の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職会員に移行後 1 年未満の場合 100,000 円 	<p>弔慰金給付申請書 (様式第 17 号)</p> <p>添付書類 死亡診断書</p>

種 別 給付の	要 件	給 付 額	提 出 書 類
	<ul style="list-style-type: none"> ・退職会員に移行後 1 年以上 3 年未満の場合 50,000 円 ・退職会員に移行後 3 年以上 10 年未満の場合 30,000 円 ・退職会員に移行後 10 年以上 の場合 10,000 円 <p>退職会員（普通会員）の配偶者死亡の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入後 1 年未満の場合 50,000 円 ・加入後 1 年以上 3 年未満の場合 30,000 円 ・加入後 3 年以上 10 年未満の場合 20,000 円 ・加入後 10 年以上の場合 10,000 円 		
退会金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現職のまま他県に転出するため退会する場合 2. 現職会員が退職により退会する場合 3. 現職会員が死亡により退会する場合 4. 現職会員が転出、退職、死亡以外の理由で任意退会した場合 	<p>掛金の全額</p> <p>掛金の全額</p> <p>掛金の全額</p> <p>掛金の半額</p>	退会金給付申請書 (様式第 18 号)